

重要事項説明書 別表 1

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・居住費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金表（1割負担）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,061 円	7,799 円	8,590 円	9,338 円	10,065 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,354 円	7,019 円	7,731 円	8,404 円	9,058 円
3. サービス利用に係る自己負担（1-2）	707 円	780 円	859 円	934 円	1,007 円
4. 居住費と食事に係る標準自己負担額	居住費 日額 2,460 円				
	食費 日額 1,445 円				
5. 自己負担額合計（3+4）	4,612 円	4,685 円	4,764 円	4,839 円	4,912 円

サービス利用料金表（2割負担）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,061 円	7,799 円	8,590 円	9,338 円	10,065 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,648 円	6,239 円	6,872 円	7,470 円	8,052 円
3. サービス利用に係る自己負担（1-2）	1,413 円	1,560 円	1,718 円	1,868 円	2,013 円
4. 居住費と食事に係る標準自己負担額	居住費 日額 2,460 円				
	食費 日額 1,445 円				
5. 自己負担額合計（3+4）	5,318 円	5,465 円	5,623 円	5,773 円	5,918 円

サービス利用料金表（3割負担）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,061 円	7,799 円	8,590 円	9,338 円	10,065 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,942 円	5,459 円	6,013 円	6,536 円	7,045 円
3. サービス利用に係る自己負担（1-2）	2,119 円	2,340 円	2,577 円	2,802 円	3,020 円
4. 居住費と食事に係る標準自己負担額	居住費 日額 2,460 円				
	食費 日額 1,445 円				
5. 自己負担額合計（3+4）	6,024 円	6,245 円	6,482 円	6,707 円	6,925 円

※低所得の方については、保険者が発行する費用負担限度額認定書に記載されている額とします。

※サービスの利用料金は、所定の単位数に 10.54 円を乗じて得た金額です。

加算（下記の内容に当てはまる場合に加算されます）

① 日常生活継続支援加算（Ⅱ）

基準を上回る有資格介護職を配置しており、一定期間における新規入居者の平均介護度が4以上の場合。認知症の進行が認められる方が6.5割以上である場合。

② 看護体制加算

ア.（Ⅰ）常勤の看護師を1名以上配置されている。

イ.（Ⅱ）指定基準より看護職員を1名以上多く配置され、24時間の連絡体制が確保されている場合。

③ 夜勤職員配置加算

ア.（Ⅱ）夜勤を行う介護職員の数が指定基準より1以上多く配置されている場合。

イ.（Ⅳ）Ⅱに加え夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している場合。

④ 生活機能向上連携加算

ア.（Ⅰ）自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等とICTを活用し連携した場合。

（個別機能訓練加算を算定している場合は算定できない）

イ.（Ⅱ）自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職が特養を訪問し連携した場合。

⑤ 個別機能訓練加算

ア.（Ⅰ）入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行っている場合。

イ.（Ⅱ）個別訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用する場合。

ウ.（Ⅲ）Ⅰ.Ⅱに加え口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合。

⑥ ADL維持等加算

ア.（Ⅰ）利用者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて評価し測定を行う。また、ADL情報を厚生労働省に提出する場合。

イ.（Ⅱ）加算Ⅰの要件を満たし、評価対象者のADL利得を平均して得た値が2以上である場合。

⑦ 若年性認知症入居者受入加算

初老期における認知症のある入居者を受け入れ、若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合。

⑧ 精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合。

⑨ 障害者生活支援体制加算

ア.（Ⅰ）入居者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合。

イ．（Ⅱ）入居者のうち障がいをお持ちの方が 50%以上で、障害者生活支援専門員を 2 名以上配置していた場合。

⑩ 外泊時費用加算 ※1 月につき 6 日を限度に算定

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。

⑪ 初期加算 ※入居後 30 日または 30 日超の入院からの退院後 30 日

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後 30 日に限り加算。

⑫ 再入所時栄養連携加算

施設入所後、医療機関に入院後経管栄養等により入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。

⑬ 退所前訪問相談援助加算

入居者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合。

⑭ 退所後訪問相談援助加算

入居者の退所後 30 日以内に当該入居者の居宅を訪問し、当該入居者及びその家族等に対して相談援助を行った場合。

⑮ 退所時相談援助加算

入所期間が 1 月を超える入居者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合。

⑯ 退所前連携加算

入所期間が 1 月を超える入居者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合。

⑰ 退所時情報提供加算

入居者が医療機関へ入院した場合、医療機関に対して、入居者の心身状況、生活歴を示す情報を提供した場合。

⑱ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種共同により栄養ケアマネジメントが行うこと、また栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用する場合。

⑲ 経口移行加算

経管により食事を摂取している入居者に対し、医師の指示に基づき他職種共同により計画を作成し実施、支援が行われている場合。

⑳ 経口維持加算

ア．（Ⅰ）摂食機能障害を有する入居者に対し、経口による継続的に食事摂取を進めるため、経口維持計画を作成し、医師等の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行っている場合。

イ．（Ⅱ）「経口維持加算Ⅰ」の要件に加え、継続的な食事の摂取の為の観察や会議に医師等が加わった場合。

㉑ 口腔衛生管理加算

ア．（Ⅰ）口腔ケアマネジメント計画が作成されている施設において、歯科衛生士による口腔ケアが月 2 回以上行った場合。

イ．（Ⅱ）「口腔衛生管理加算Ⅰ」の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合。

②② 療養食加算

入居者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合。

②③ 配置医師緊急時対応加算

配置医師が施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外に施設を訪問し入居者の診療を行った場合に加算。（早朝・夜間及び深夜を除く）（早朝又は夜間）（深夜）

②④ 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有会議を定期的で開催した場合。

②⑤ 高齢者施設等感染対策向上加算

ア．（Ⅰ）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している場合。

イ．（Ⅱ）感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けている場合。

②⑥ 新興感染症等施設療養費

入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に、適切な感染対策を行った上で、施設サービスを行った場合。

※現時点において指定されている感染症はない。

②⑦ 看取り介護加算

ア．（Ⅰ）医師が終末期であると判断した入居者について、本人または代理人等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に加算。

イ．（Ⅱ）Ⅰに加え、施設内で亡くなった場合。

②⑧ 在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合。

②⑨ 在宅・入所相互利用加算

複数の入居者であらかじめ在宅期間及び入居期間を定めて、居室を計画的に利用している場合。

③⑩ 認知症専門ケア加算

ア．（Ⅰ）認知症の進行が認められる入居者が半数以上であり、一定以上の認知症介護における専門的な研修を終了している職員を配置し、認知症ケアに関する会議を定期的で開催している場合。

イ．（Ⅱ）「認知症専門ケア加算Ⅰ」の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了しているものを 1 名以上配置し、介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合。

③① 認知症チームケア推進加算

ア. (Ⅰ) Ⅱに加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置している場合。

イ. (Ⅱ) 認知症の進行が認められる入居者が半数以上であり、チームケアを実施し定期的な見直しを行っている場合。

③② 認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症の行動・心理症状から医師により緊急に入居が必要と判断し、入居した場合に7日間加算。

③③ 褥瘡マネジメント加算

ア. (Ⅰ) 入居者ごとに褥瘡の発生とリスクについて、入居時に評価するとともに定期的に評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し褥瘡管理の実施に当たって当該情報を活用するとともに多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し定期的に記録している場合。

イ. (Ⅱ) 加算要件Ⅰを満たし、褥瘡発生リスクがあるとされた入居者等について、褥瘡の発生のない場合。

③④ 排せつ支援加算

ア. (Ⅰ) 排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入居時等、定期的に評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し排せつ支援に当たって当該情報を活用するとともに多職種が共同して支援計画を作成した場合。

イ. (Ⅱ) Ⅰの要件を満たし、評価の結果、要介護状態の見込まれる者について、入居時と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。

ウ. (Ⅲ) Ⅰの要件を満たし、評価の結果、要介護状態の見込まれる者について、入居時と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。

③⑤ 自立支援促進加算

医師が入居者ごとに医学的評価を行い、3か月に1回の見直し、自立支援に係る支援計画に参加している。また専門職が3か月に1回支援計画を見直すこと、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施に当たって必要な情報を活用する場合。

③⑥ 科学的介護推進体制加算

ア. (Ⅰ) 入居者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けPDCAサイクル・ケアの質の向上に取り組んでいる場合。

イ. (Ⅱ) Ⅰの要件に加え疾病の状況を厚生労働省に提出する場合。

③⑦ 生産性向上推進体制加算

ア. (Ⅰ) Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。

イ. (Ⅱ) 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、1年以内毎に1回、業務改善の

取組による効果を示すデータをオンラインで提出している場合。

③⑧ 安全対策体制加算

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合。

③⑨ サービス提供体制強化加算

ア. (Ⅰ) 介護職員総数の内 80%以上が介護福祉士の資格を取得しているまたは勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置している場合。

イ. (Ⅱ) 介護職員総数の内 60%以上が介護福祉士の資格を取得している場合。

ウ. (Ⅲ) 介護職員総数の内 50%以上が介護福祉士の資格を取得している。または介護・看護職員の総数の内 75%以上が常勤であるまたは、サービスを直接提供する職員の総数の内、勤続年数が 7 年以上である職員が 30%以上である場合。

※サービス提供体制強化加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

④⑩ 介護職員等処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

1 日当たりの利用料金[単位×10.54 円 (級地区分)]

	加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			(×10.54 円)	1 割	2 割	3 割
①	日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位 / 日	484 円	48 円	97 円	146 円
②	看護体制加算 (Ⅰ)	4 単位 / 日	42 円	5 円	9 円	13 円
	看護体制加算 (Ⅱ)	8 単位 / 日	84 円	9 円	17 円	26 円
③	夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	18 単位 / 日	189 円	19 円	38 円	57 円
	夜勤職員配置加算 (Ⅳ)	21 単位 / 日	221 円	22 円	45 円	67 円
④	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位 / 月	1,054 円	106 円	211 円	317 円
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	個別機能訓練加算を算定していない場合 200 単位 / 月	2,108 円	211 円	422 円	633 円
		個別機能訓練加算を算定している場合 100 単位 / 月	1,054 円	106 円	211 円	317 円
⑤	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 単位 / 日	126 円	13 円	26 円	38 円
	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位 / 月	210 円	21 円	42 円	63 円
	個別機能訓練加算 (Ⅲ)	20 単位 / 月	210 円	21 円	42 円	63 円
⑥	ADL 維持等加算 (Ⅰ)	30 単位 / 月	316 円	32 円	64 円	95 円
	ADL 維持等加算 (Ⅱ)	60 単位 / 月	632 円	63 円	127 円	190 円
	加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			(×10.54 円)	1 割	2 割	3 割
⑦	若年性認知症入所者受入加算	120 単位 / 日	1,264 円	126 円	253 円	380 円
⑧	精神科医療養指導加算	5 単位 / 日	52 円	5 円	11 円	16 円
⑨	障害者生活支援体制加算 (Ⅰ)	26 単位 / 日	274 円	28 円	55 円	83 円
	障害者生活支援体制加算 (Ⅱ)	41 単位 / 日	432 円	44 円	87 円	130 円
⑩	外泊時費用加算	246 単位 / 日	2,592 円	259 円	519 円	778 円
⑪	初期加算	30 単位 / 日	316 円	32 円	64 円	95 円

	加算名	単位数		利用料金	自己負担額		
				(×10.54円)	1割	2割	3割
⑫	再入所時栄養連携加算	200 単位	/回	2,108 円	211 円	422 円	633 円
⑬	退所前訪問相談援助加算	460 単位	/日	4,848 円	485 円	970 円	1,455 円
⑭	退所後訪問相談援助加算	460 単位	/日	4,848 円	485 円	970 円	1,455 円
⑮	退所時相談援助加算	400 単位	/日	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円
⑯	退所前連携加算	500 単位	/日	5,270 円	527 円	1,054 円	1,581 円
⑰	退所時情報提供加算	250 単位	/回	2,635 円	264 円	527 円	791 円
⑱	栄養マネジメント強化加算	11 単位	/日	115 円	11 円	23 円	35 円
⑲	経口移行加算	28 単位	/日	295 円	30 円	59 円	89 円
⑳	経口維持加算 (Ⅰ)	400 単位	/月	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円
	経口維持加算 (Ⅱ)	100 単位	/月	1,054 円	106 円	211 円	317 円
㉑	口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90 単位	/月	948 円	95 円	190 円	285 円
	口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110 単位	/月	1,159 円	116 円	232 円	348 円
㉒	療養食加算	6 単位	/回	63 円	7 円	13 円	19 円
㉓	配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間及び深夜を除く)	325 単位	/回	3,425 円	343 円	685 円	1,028 円
	配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650 単位	/回	6,851 円	686 円	1,371 円	2,056 円
	配置医師緊急時対応加算 (深夜)	1300 単位	/回	13,702 円	1,371 円	2,741 円	4,111 円
㉔	協力医療機関連携加算 (令和6年度)	100 単位	/月	1,054 円	106 円	211 円	317 円
	協力医療機関連携加算 (令和7年度～)	50 単位	/月	527 円	53 円	106 円	159 円
㉕	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10 単位	/月	105 円	11 円	21 円	32 円
	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位	/月	52 円	5 円	11 円	16 円
㉖	新興感染症等施設療養費	240 単位	/日	2,529 円	253 円	506 円	759 円
㉗	看取り介護加算 (Ⅰ) (Ⅱ) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位	/日	758 円	76 円	152 円	228 円
	看取り介護加算 (Ⅰ) (Ⅱ) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位	/日	1,517 円	152 円	304 円	456 円
	看取り介護加算 (Ⅰ) (Ⅱ) 死亡日前日及び前々日	680 単位	/日	7,167 円	717 円	1,434 円	2,151 円
	看取り介護加算 ^{死亡日}	(Ⅰ)	1280 単位 /日	13,491 円	1,349 円	2,699 円	4,048 円
		(Ⅱ)	1580 単位 /日	16,653 円	1,666 円	3,331 円	4,996 円
㉘	在宅復帰支援機能加算	10 単位	/日	105 円	11 円	21 円	32 円
㉙	在宅・入所相互利用加算	40 単位	/日	421 円	42 円	85 円	127 円
㉚	認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位	/日	31 円	3 円	7 円	10 円
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位	/日	42 円	5 円	9 円	13 円
㉛	認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150 単位	/月	1,581 円	159 円	317 円	475 円
	認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120 単位	/月	1,264 円	126 円	253 円	380 円
㉜	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	/日	2,108 円	211 円	422 円	633 円
㉝	褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 単位	/月	31 円	3 円	7 円	10 円
	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13 単位	/月	137 円	14 円	28 円	42 円

	加算名		単位数	利用料金	自己負担額		
				(×10.54 円)	1 割	2 割	3 割
③④	排せつ支援加算（Ⅰ）		10 単位 /月	105 円	11 円	21 円	32 円
	排せつ支援加算（Ⅱ）		15 単位 /月	158 円	16 円	32 円	48 円
	排せつ支援加算（Ⅲ）		20 単位 /月	210 円	21 円	42 円	63 円
③⑤	自立支援促進加算		280 単位 /月	2,951 円	295 円	591 円	886 円
③⑥	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40 単位 /月	421 円	42 円	85 円	127 円
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50 単位 /月	527 円	53 円	106 円	159 円
③⑦	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100 単位 /月	1,054 円	106 円	211 円	317 円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10 単位 /月	105 円	11 円	21 円	32 円
③⑧	安全対策体制加算（初日のみ）		20 単位 /日	210 円	21 円	42 円	63 円
③⑨	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22 単位 /日	231 円	23 円	47 円	70 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18 単位 /日	189 円	19 円	38 円	57 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6 単位 /日	63 円	7 円	13 円	19 円
④⑩	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	14.00%				
		（Ⅱ）	13.60%				
		（Ⅲ）	11.30%				
		（Ⅳ）	9.00%				
	身体拘束廃止未実施減算		10%/日減算				
	栄養マネジメント未実施減算		14 単位/日減算				
	安全管理体制未実施減算		5 単位/日減算				
	業務継続計画未実施減算		3%/日減算				
	高齢者虐待防止措置未実施減算		1%/日減算				